

使用料及び手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、伊丹市休日応急診療所条例に基づく休日応急診療所使用料及び診断書等の発行に係る手数料の徴収に関する事務を次の通り委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地
大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43
株式会社エヌジェーシー大阪支社
取締役第2事業部長 小 林 真 由 美
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊丹市休日応急診療所条例に基づく休日応急診療所使用料及び診断書等の発行に係る手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 公金事務の委託をした日
令和8年4月1日

以上